

令和3年度沖縄県振興審議会
第6回文化観光スポーツ部会議事録

1 日 時 令和3年11月24日(水) 10:00~11:22

2 場 所 沖縄県市町村自治会館大会議室及びオンライン

3 出席者

【部会委員】 (※オンライン参加)

部会長 下地 芳郎 沖縄観光コンベンションビューロー会長

副部会長 平田 大一 沖縄文化芸術振興アドバイザー

※石原 端子 沖縄大学人文学部福祉文化学科健康スポーツ福祉専攻准教授

倉科 和子 独立行政法人国際協力機構沖縄センター所長

小島 博子 株式会社EGL OKINAWA代表取締役

一般社団法人日本旅行業協会沖縄県支部副支部長

※渡嘉敷通之 公益財団法人沖縄県スポーツ協会専務理事

※富田めぐみ 合同会社琉球芸能大使館代表

※原田 宗彦 一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構会長

東 良 和 沖縄ツーリスト株式会社代表取締役会長

※與座 博好 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長

與座 嘉博 一般社団法人日本旅行業協会沖縄県支部支部長

(欠席)

大 城 學 岐阜女子大学沖縄サテライト校教授

佐久本嗣男 一般社団法人劉衛流龍鳳会会長

前田 裕子 公益財団法人名護市観光協会理事長

ミゲール・ダルス 沖縄空手案内センタースタッフ

【事務局等】

文化観光スポーツ部：宮城部長、真鳥洋企観光政策統括監、野原参事

山川観光政策課、又吉観光振興課長、白井MICE推進課長、

儀間文化振興課班長、佐和田空手振興課長、

高宮城スポーツ振興課長、前本交流推進課長

大仲班長(観光政策課)、砂川主任(観光政策課)

1 開会

【事務局 砂川主任(観光政策課)】

沖縄県振興審議会第6回文化観光スポーツ部会を始めていきたいと思います。

会を始める前にお手元に配付しております資料の確認をお願いいたします。

まず本日の配付資料として、会議次第、出席者名簿、配席図。

資料1：第5回文化観光スポーツ部会審議結果振り返り。

資料2：新たな振興計画(中間とりまとめ) 修正対比表。

資料3：要指標／成果指標に対する意見。

資料4：申し送り事項。

参考資料1：税制要望関係資料。

お手元にごございますでしょうか。御確認をお願いいたします。

次に、事前に郵送させていただいた資料として、新たな振興計画(中間取りまとめ)の冊子を持参していらっしゃる委員がおりましたら予備がございます。資料はそろっておいででしょうか。

これより沖縄県振興審議会第6回文化観光スポーツ部会を開会いたします。

司会を務めます観光政策課の砂川でございます。よろしくをお願いいたします。

本日の部会出席者については、配付資料の出席者名簿を御確認ください。

本日はオンラインにて石原委員、渡嘉敷委員、富田委員、原田委員、與座博好委員に御参加いただいております。また、大城委員、佐久本委員、前田委員、ダルーズ委員は御都合により御欠席となっております。

オンライン参加の委員におかれましては、ZOOMの音声を各自ミュートにいただき、発言の際にミュートを解除、発言が終了しましたら再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

会場参加の委員の皆様には御発言の際はマイクをお渡しいたします。

それでは議事を進めてまいります。議事進行は下地部会長をお願いいたします。

2 議事

【下地部会長】

皆様おはようございます。

本日は第6回で最終回ということになりました。皆さん言い残すことのないように、会場の皆さんとオンラインの参加の皆さんも御発言をお願いいたします。

一つ目のテーマ(1)新たな振興計画(中間取りまとめ)審議結果振り返りについて事務局

からの対応をお願いいたします。

なお、皆さんからいただいた意見のほか、文書の重複だとか表現の修正が必要なところにつきましては、私のほうからもお願いをして修正していただいておりますので、御了承よろしくをお願いいたします。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

(1)新たな振興計画(中間取りまとめ)審議結果振り返り

【事務局 大仲班長(観光政策課)】

資料1、資料2を説明させていただきます。まず資料1を読みながら、資料1の内容が資料2に溶け込んでおりますので行ったり来たりしますのでよろしくお願いします。

まず資料1の1番の富田委員からの意見です。委員意見の文化を生かした観光振興を強調するため、「文化観光」の文言を記載していただきたい。これについては資料2の22ページの黄色網掛けの「また、世界文化遺産をはじめとする地域の魅力ある自然環境や地域社会に配慮したエコツアー、マリンレジャー等の自然体験型観光や世界文化遺産、組踊、琉球舞踊、その他の伝統芸能等の文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深める文化観光」、この黄色部分が挿入部分でございます。

同じく34ページの黄色部分の「これらを活用した観光コンテンツの開発や認知度向上を図ることによる文化観光の推進をはじめとして、様々な分野における文化芸術の産業化に必要なノウハウを持った人材の育成や、文化芸術に係るビジネスを支える環境の整備に取り組めます」ということで、黄色部分が文化観光の挿入部分でございます。

続きまして倉科委員から、資料1の2番です。3-(2)アのリード文:文章のつながり方がよく分からない。前は「また」という表現でつないでおりましたが、資料2の14ページ、前は自然災害のパラの後に「また」という形でおもてなしの表現があったのですが、少しつながりが悪い形がございました。まず1パラ目で自然災害の話をした後、黄色部分の「安全・安心であることは、全ての観光客が求める観光地としての基本的な要件であることから、平常時から観光危機に備えた対策を強化します。また、本県はおもてなし、やさしさ、気遣いの県民性を有しており、誰もがリラックスして楽しめる観光地としての魅力を高めることが期待できます」という形に表現してございます。

資料1の3番、倉科委員から、多文化共生:ゆいまーる精神は、多文化共生社会構築に影響のあるものなので、文言を追加してはどうか。これについては資料2の49ページのイの①「ボランティアや災害時に備えた外国人支援サポーターの育成などイチャリバチャオーデーやユイマールの精神で、外国人が安心して生活及び滞在ができる環境づくりに取り組みま

す」ということで、ユイマールの部分を挿入してございます。

続いて4番、與座嘉博委員から、障害者の「害」はひらがなで統一したほうがよいのではないかという意見がございましたが、企画調整課に申し送りをしたところ、沖縄県福祉保健部の条例等に障害者の「害」は漢字でありますので、そこは沖縄県の新たな振興計画は漢字で統一していただきたいとの意見がございます。ただし、第6次観光振興基本計画の中では、「障がい」で統一していきたいと考えております。

資料1の5番、原田委員から、観光二次交通:カーボンフリーの後に「脱炭素」の文言を併記したほうがよいという御指摘については、資料2の19ページ、まず大きいところから、持続的観光資源の設定と観光マネジメントの部分に脱炭素の文言を一言入れてあります。

「また、持続可能な観光を志向する観光客も増加していることから、観光における脱炭素化やSDGsに適応した観光地としてのブランド力の強化を図るため」と2行追加してございます。

29ページの二次交通の④の3パラ目の「また、空港・港湾の観光拠点間の移動の円滑化を図るため、主要観光拠点を観光二次交通の交通結節点として位置づけ、自動運転技術を活用した新たなモビリティや脱炭素の視点を踏まえた電気自動車(EV)等の次世代自動車、カーシェアリングの活用の検討など」ということで脱炭素、カーシェアリングを挿入してございます。

資料1の6番、原田委員から、スポーツ:スポーツコンベンションの定義を記載したほうがよいという御指摘については、資料2の37ページ、「『スポーツアイランド沖縄』の形成に向けては、世界中から多くの人を呼び込むスポーツコンベンション*14」という形で「*14スポーツコンベンションは、スポーツに関係する合宿、キャンプ、自主トレ、大会、イベントなどの総称として本計画に使用している」と定義を記載しております。

資料1の7番、東委員から、eスポーツ:興行ビザの発行など新たな制度創設に向けた取組を記載していただきたいという御指摘については、資料2の34ページの③eスポーツの「そのため、国家戦略特区等を活用した規制緩和の検討など国際大会の誘致等を推進します」ということで、2パラ目に国家戦略特区や規制緩和という表現を入れた形で修正を行ってございます。

8番、同じく東委員から、離島観光:「光害」と記載されているが、光を害とまで言っているのかとの御指摘については、資料2の45ページ、2パラ目の「また、観光客の滞在日数や一人当たり消費額の増加に向け、島のそれぞれの個性や魅力を生かした滞在型観光に加え、都市部にはない静寂さや街灯りの影響を受けない星空など」という表現で光害の部分をこういう表記に変更させていただいております。

9番は渡嘉敷委員から、スポーツ:社会課題解決の事例を記載したほうが分かりやすいのではないかと御指摘については、資料2の40ページ、③スタジアム・アリーナ、県内スポーツチーム及びトップアスリート等の地域資源を活用したまちづくりを進めるとともに、スポーツ関連団体やアスリート、地域企業等の共働による新たな製品・サービスの創出に向けた取り組み、子どもの居場所づくりへの支援など」という形で事例を挿入させていただいております。

10番は渡嘉敷委員から、スポーツ:3-(9)-イ②指導者に関する記述で表現が重複しているという御指摘がございました。資料2の42ページの②の2パラ目の「また、県外チームの招聘や県外での強化試合の推進、コーチ等の招聘、専門的な知識・技能や高いコーチング能力に加え、コミュニケーションスキルを身に付ける等、多様なニーズに的確に対応できる指導者の養成・確保、競技団体等」という表現に修正させていただいております。

資料1の2ページの11番は與座博好委員から、多文化共生:施策展開リード文の記載が「～に向け」「～に向け、」「～に向けた」とあるが、統一したほうが読みやすい。これに対して資料2の49ページの中段のイ 多文化共生社会の構築です。「国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に暮らせる環境づくりに取り組み、多文化共生社会を構築するため」という形で統一させていただいております。

12番は下地部会長から、重複した記載や抽象的な表現など、見直し作業で漏れのあった部分を修正するほうがよいということで何点か御指摘がございました。資料2の12ページの3-2のリード文の右真ん中に「豊かな自然環境、伝統芸能、空手、泡盛、琉球料理、ホスピタリティ等の国内外の人々が求める」の前に、「健康長寿や環境」という表現がございました。こちらは「豊かな自然」と重複感がありますので、そこを「健康長寿、安全安心、快適環境」の部分は消して「豊かな自然環境、伝統芸能、空手、泡盛、琉球料理、ホスピタリティ等」という形で具現化した記載をこちらに挿入してございます。

16ページのユニバーサルツーリズムという形で、ユニバーサルの表現がかなり重複した部分があったので、③の「障害者への的確な対応を含め、『観光困難者』を体系的に把握し、誰もが気兼ねなく参加できるユニバーサルツーリズムを推進するなど、世界水準の観光地としての受入環境整備に取り組みます。また、沖縄観光が目指すべき観光産業の高付加価値化に結びつく障害の特性と多種多様なニーズに応じた受入環境、組織体制等の多面的な条件整備や、県民のホスピタリティを高めることによる質の高いサービスの提供に取り組みます」としております。

続いて28ページは国内外の観光客のマーケティングです。本来の原文には「高次元のニ

ーズ」という表現がまだ残っておりましたので、ここを分かりやすい表現に修正しております。「高付加価値な観光コンテンツの創出や本県が求める観光客の誘致など、エビデンスに基づいた観光消費額の向上や滞在日数の延長につながるターゲットマーケティングへの転換を図ります」という表現に修正しております。

続いて13番、3-(2)-ウ②:観光誘客の項目だが、ツーリズムに関する記載が多いようなので、観光誘客に関する取組を盛り込んだほうがよいという御指摘について、資料2の23ページ、③多様な市場における沖縄観光の価値を訴求する誘客活動の展開という形で誘客、特に国内誘客、海外誘客等を記載する形で修正させていただいております。「沖縄観光のブランドであるBe. Okinawaのイメージを基に、国内、海外の各市場においてターゲットの特性に応じた戦略的なプロモーション活動を展開し、沖縄観光の価値を訴求することで、富裕層をはじめとする消費単価の高い層の取り込みを図り、滞在日数の延伸や観光消費額の向上に取り組みます。また、国内誘客については、独自の自然や文化などの地域ごとに異なる魅力を発信するなど、ターゲットに応じたきめ細かな誘客活動を展開します。さらに、平和学習や民泊体験、SDGsへの取組など、沖縄でしか体験できない魅力ある教育旅行を推進します。合わせて、海外誘客については、近隣のアジア市場のみならず、欧米豪露等の新規市場や潜在市場での開拓を進め、特定地域に偏らない誘客活動を展開し、欧米豪露等の長期滞在型リゾート需要や海外富裕層等の消費単価の高い層の取り込みを図ることで、質の向上につなげます」ということで誘客部分を新たに追加してございます。

14番、3-(2)エ①:新たなデジタル技術については、VR・ARと明記したほうがよいのではないかという意見については、資料2の27ページの①の「VR(仮想現実)・AR(拡張現実)等の新たなデジタル技術の活用により本県の文化や自然を深く体験・体感できる観光コンテンツの創出に取り組みます」と表現を記載してございます。

15番、離島観光:観光地マネジメントについても記載したほうがよいのではないかについては、資料2の45ページの②「地域社会や地域経済、自然環境に配慮した持続可能な観光を推進するため、各離島の状況に応じ、観光容量等を念頭に置いた観光地マネジメントを推進します」ということでこの3行を新たに追記してございます。

第5回の文化観光スポーツ部会審議結果振り返りは以上です。

【下地部会長】

報告をありがとうございました。これまでの委員の皆さんの発言の内容については、事務局で整理した上で修正等を行っておりますけれども、何か御意見があればお伺いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

平田副部会長、お願いします。

【平田副部長】

おはようございます。22ページの文化観光の部分です。文化観光という文言が入ったのは本当によかったと思っています。修正された部分が「世界文化遺産、組踊、琉球舞踊、その他の伝統芸能等の文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深める文化観光」と書いてありますが、文化観光は本当はそれだけではないと思います。要するに体験をしたり、観覧と書いてしまうと鑑賞型の文化観光ということのを逆に県で型にはめてしまう恐れがある気がします。

例えば「その他、舞踊をはじめとする」を含む、「多彩な文化、芸能などのソフトコンテンツ資源を活用した文化観光」という感じの書きぶりのほうがよい。文化観光の部分ではまだまだいろいろな捉え方がありますので、そのようにやったらどうかという意見です。

もう1つは、27ページのVR・ARです。原文にもVR・ARは出てきていると思いますが、最近ではMRも出てきています。10年の間に何Rがいっぱい出る可能性があると思います。「等」に含まれると言われればそういうことですが、これが公に出るときにはもう既にVR・ARという言葉自体が古いということにもなりかねないと思いますので、「はじめとする」と書くのか、これも「含む」とするのか、書きぶりで工夫しておかないと、5Gの世界に入ってくるとどんどん変わってくるし、今や日進月歩で変わっていますので、10年ひと昔が今は3年ひと昔になっていますから、書きぶりに関しては少し考えたほうがいい気がしました。

2点だけ、以上です。

【下地部長】

ありがとうございます。事務局のほうからいかがでしょうか。

【事務局 山川観光政策課長】

確かに委員がおっしゃるとおり、文化や歴史は見るだけではなく、実際にその土地に行って生で感覚を覚えるような感動する体験は実際にございますので、この部分に関しては、今日はもう最後の部会になりますから、ぜひ委員の皆様方で議論していただきたいと思います。

もう1点、AR・VRはNHKの放送でもやっていたのですが、アバターとって、実際にゴーグルのマスクをつけて遠隔距離にいる人と交流ができる、国籍を越えた取組が始まっていますので、書いた瞬間に陳腐化してしまう可能性も大ですから、そこに関しても委員の皆様からの知見をいただきながら文章を練り上げていくということで、ぜひ御議論をお願いいたします。以上です。

【事務局 宮城文化観光スポーツ部長】

前回あたりから文化資源の活用の部分について複数の委員から提言を受けまして、例示と活用方法について部内で検討したところですが、この表現は文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深める文化観光という定義が、文化観光振興法の表現を取ってきています。我々としても確かに観覧等というイメージが強くなってしまうと体験型の少し広がりが見えない。様々な文化資源、コンテンツを活用した体験という広がりが欠けるようなきらいもあるのですが、使われている文言がいいのかということによってこういう形にしたものですから、ぜひ様々な意見をいただければと思います。

【下地部会長】

ありがとうございます。最終回ですのでこの書きぶりにより具体的に何か御意見があれば、平田副部会長、よろしいですか。

富田委員、お願いします。

【富田専門委員】

文化観光という文言を盛り込んでいただきましてありがとうございます。沖縄の文化はひとくくりでもかなりの部分をカバーするので、なかなか一つ一つ挙げていくのは難しいと思います。恐らく空手もスポーツの分野にも入りますし、文化も入ると思いますので、様々な沖縄文化観光のポテンシャルになり得ることが分かり得るような書きぶりをしていただければと思います。特定なものを挙げたほうが分かりやすいと思いますが、そうするとこぼれてしまうものが出てくるのではないかと思います。

それからもう1つ、34ページにも文化観光という文言を盛り込んでいただきましてありがとうございます。文化観光に対する、産業化に対するノウハウを持った人材の育成や環境の整備を挙げているのですが、人材育成、環境整備の前にもう1つ、各地域や各国の先進的な好事例の調査研究の推進ということが入れられないかなと思いました。沖縄の文化は世界に誇れる素晴らしいものがありますし、観光に関しても沖縄独自のユニークな世界的な観光地になれる可能性をはらんでいると思います。そうしますと文化観光でも非常に高い水準のものがつくれると思いますし、まずは人材育成、環境整備の前に先進事例の調査研究をしっかりとやることがとても必要ではないかと思いますので、その一文まで盛り込むよう御検討をいただけましたら幸いです。以上です。

【下地部会長】

ありがとうございました。

まず22ページの例示の部分は複数出てくると余計に広がりますので、例示部分を少し簡素化した形で事務局でまとめていただくようお願いいたします。

2点目の調査研究については、今の文化観光スポーツ部の事業の中でどういう状況かを

お聞かせいただければと思います。

【事務局 宮城文化観光スポーツ部長】

文化資源は様々なものがあって、それをコンテンツ化するような事業もやっておりますし、ゆくゆくは産業化につながる部分ではありますが、そのコンテンツ化に当たって、ハンズオン支援がありますので、そこで情報収集もあります。そういう取組は一部ありますが、富田委員がおっしゃるように、先進事例をこちらに取り込む姿勢は大事だと思いますので、盛り込む形を考えてみたいと思います。

【下地部会長】

ありがとうございます。富田委員、この一文の表現についてはまた事務局で確認をいたしますけれども、先進事例等の取組を含めてということですね。

【事務局 佐和田空手振興課長】

空手では各流派の調査研究事業をしまして、4年前から上地流から始まって、今年度の古武術で最後です。調査研究事業をしてユネスコの登録に向けて推進しているところです。

空手ツーリズムも本格的にアフターコロナで始まると思いますので、空手ガイドの養成事業を昨年度は観光政策課でオンしていただいたのですが、今年度は本格的に40名の定員で毎月2～3回にわたって空手ガイドの養成講座をしております。以上です。

【事務局 山川観光政策課長】

補足します。流派研究事業は御存じの方はいるかと思いますが、世界に1億3,000万人の空手愛好家がいると言われていています。基本的には欧米で、欧州と米国に多いです。なぜかという、沖縄の歴史と深く関わっているからです。沖縄の27年間の植民地時代、米兵がたくさんいました。その方々がフェンスの外に出てきて、町道場で空手を習ってヨーロッパの基地に行ったり、本国に帰ったりしながら、そこで後継者や弟子を育ててきたので、これだけ広がりがあります。

そういう中で流派研究事業は多言語化しておりまして、日本語だけではなく、英語はもちろんのこと、スペイン語やポルトガル語、南米にもウチナーンチュがたくさん移民して、あそこで空手を広めた事実があるものですから、それでポルトガル語も含めています。

ガイドに関しては、優れた観光地は必ず優れたガイドがいると思います。普通に見ている景色がとても素晴らしいガイドさんの説明を聞くことによって違った景色に見える。時空を超えて過去の体験が今できることもありますので、そういう意味も含めて空手振興課では専門ガイドの養成に入っている状況でございます。以上です。

【下地部会長】

ありがとうございました。空手の熱い思いはよく分かりましたが、話が飛んだ感じがしていますので少し戻します。

文化芸術に関する産業の創出の部分で、今お聞きして逆文化の部分で文化、芸術、空手とeスポーツになっていて、②と③についてはより具体的な取組として産業についての記載があるのですが、①についてはどちらかというと、最後の結びがビジネスを支える環境の整備に取り組みますと終わってしまっている部分がありますが、今日は最終回ではありますが、産業の創出の意味では、もう一步踏み込んだ記載のほうがいいかなと思いましたが、平田副部長。

【平田副部長】

今の話の流れで言うと、例えば世界文化遺産を枕に置いて、文化資源の観覧はやはり合わない。それから伝統芸能等では、伝統芸能を文化観光に据えるのは、国は逆に海外のインバウンド向けには非常にいいという認識だと思いますが、沖縄においては、むしろ伝統芸能を含む民俗芸能やいろいろな芸能と文化があるという括りになりますので、伝統芸能と言ってしまうと逆にフォーカスされてしまうので、ここをまず1回。それから観覧という文言ですね。

文化についての理解を深める文化観光という考え方も、AR・VRではないですが、もしかしら10年後にはそういう考え方ではない可能性もあります。国の文言を引いてきていると思いますが、このあたりはいま一度考える必要があると思っています。

産業化においては、むしろ文化観光という考え方も絶対必要ですよ。文化観光戦略的な感じでやっていかないと、これからの観光はお土産物屋さんだけの観光ではない。ソフトコンテンツをいかに活用するか。ソフトコンテンツの活用が観覧、鑑賞、観劇だけではない。今はフロントランナーというか、最初に話しているメンバーでは、いかに体験してもらうか、いかにその中に入ってもらえるかが重要になってきますし、まさに環境整備では言うまでもなく、現在、文化観光スポーツに当たっては2年後、3年後の集客を見込めるだけの施設がないわけですから、そこを民間がやるのか、行政と一緒に民間主導でやるのかはこれからの課題だと思います。とにかく既成のホールの設置の要綱では、半年前や1年前しか集客ができませんので、環境整備を入れたほうがいい感じがします。

人の整備と環境の整備ならば、法の整備と言っていいですが、人材育成と併せて環境整備も両輪でやっていかないと産業にはなかなか結び付かないと思います。産業になるためには、沖縄県文化振興会等でもやっているような、自営業の方々の文化の担い手をいかに法人格を持った取組にしていくか。法人格がいっぱい集まって、会社がいっぱい集まって産業になる構図でいくなれば、法人格を持ったしっかり稼げる文化の担い手をつくってい

くこととなりますので、このあたりは先ほどの空手に比べると若干薄い気がしていますが、人の整備と法の整備をどうやって入れ込むかが課題かなと思いました。

【下地部会長】

ありがとうございます。今日は最終回ですので、一旦問題提起として預らせていただいて、事務局で修正ができるかどうか、その分については発言者と部会長と事務局で一旦調整してから皆さんにお知らせするという流れにいたしましょうか。今日、この場でこういう文章にしますというのはどうかなと思いますので、問題提起という形にしたいと思います。

それでよろしいですか。

【平田副部会長】

はい、いいです。

【下地部会長】

続いて東委員、お願いいたします。

【東専門委員】

東です。規制緩和とか国家戦略特区のことは、あとで多分資料があるので、その時に話をされるのかなと思います、意見はその時に言おうと思いますが、今の部分でまた戻ってしまって申し訳ないのですが、空手で素晴らしいガイドができる、そして文化で素晴らしいガイドができる。でもどうやって回るのですかという話です。緑ナンバーのタクシーかハイヤーを使うんですか。そうしたら、2人でガイド代も入れたら一日10万円になりますよ。私が言っているのは、そういうことを考えていかないと、産業化はできないですし、そのへんの規制緩和ですね。この10年、ウーバーとかもありました、ライドシェアとかも入ってきています。Ma a Sと呼ばれるものが来ていますが、実証実験を実際にこれを周遊できるような形にもっていかないと、いわゆる点と点を結ぶのが観光の一つなので、そのへんのところは後で話をさせていただきたいと思います。

ちなみに、だいぶ前に、エコツーリズムの対米請求権の予算をとって、エコツーリズムの研修というか、我々実施事業で、共著も出しました。県からは玉那覇さんとか、森林の上里さんとかもいたのですが、20年ぐらい前にオーストラリアに行ったときに、いわゆるエコツアーは全部英語でやります。自然を研究している大学院生がいわゆるアルバイトの一つとしてガイドでくるわけです。そしてレンタカーを借りて我々をずっと案内してくれるわけです。

大学院生で森林とかに詳しいですから、詳しいこともやるし、レンタカーで行きますからコストも安い、今、私言いたいのは、すべて沖縄のエコツアーでも、例えば、空手のガ

イドツアーでも、文化のツアーでもそうなるでしょうけれども、養成するのはいいのですが、移動は緑ナンバーでないといけないですね。そしてガイドもつきますよね。そうしたらコストがいくらあっても、消費者に渡すものは本当に半日で1人5万円ぐらいのツアーになってしまうわけです。

別に、私はウーバーみたいにむやみに規制緩和しろと言っているわけではないですが、やはりそういうことは全体として考えないと机上の空論になってしまい、いいプログラムがあるのに個人で来て回れない。だから市町村だったら、本当は市町村でも白バス行為になります。公的なバスが走っている分にはまあまあいいだろうという感じになって、実証実験でしかできないことになってしまいます。

ですから、後でまたほかに規制緩和のことなどいろいろ話したいと思いますが、ぜひその辺はトータルで考えて、今、平田副部長が言ったように、産業化する場合はハードも交通もそうです。環境を全部整備しないと、いいものはあっても全然産業化できないということになりますから、ぜひよろしくお願いします。

【下地部会長】

ありがとうございました。

ほかの委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今の修正の内容等については先ほど申し上げたとおり、少し事務局と調整をさせていただきます。

1点補足いたします。今回、文化についての発言が多かったのですが、前回もあった文化の活用という意味においては、文化庁が出している法律の拠点。この中では前回も言いましたけれども、博物館や美術館をもっとより積極的に使っていこうという方針です。それで全国的に拠点の申請が進んでいる中で、沖縄からの申請がないという現実がありますので、やはりここは従来の伝統芸能を中心とした文化の鑑賞や産業化というところだけではなく、これは商工労働部とも関連するかもしれませんが、ものづくりの部分も含めた産業化のはずですので、もう少し幅広い視点から、計画にも本来は盛り込む必要があると思いますが、具体的な次年度以降の文化観光に関する事業の中で、しっかりこういった部分を取り組んでみる必要があると思いますし、このあたりは先行している金沢や京都あたりがいろいろな部分で産業化という視点で見ると、先ほど宮城部長が言った先進事例としては参考になる点が多々あると思いますので、ここをもう一回しっかり確認しながら進めていただければと思います。

どうぞ。

【事務局 宮城文化観光スポーツ部長】

そういう文化施設等の拠点化に誘導していくというところで担い手を含めて、来られる人たちに関わる産業、それからそれを担っている人たちの産業化、両方の側面があるかと思っっています。

博物館・美術館で、空手会館の隣の来年4月からおきなわ工芸の杜ができます。豊見城市も中に入って、そこを文化の一つのエリアとして空手も伝統工芸も含めて人を呼び込むということも検討していますので、先進地の金沢とか出ましたが、まさしくそうだと思いますので、そういった先進事例も調査しながら連携して取り組んでいきたいと思っています。補足でした。

【下地部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、次のテーマの主要指標及び成果指標について、事務局から報告をお願いいたします。

(2) 主要指標及び成果指標について

【事務局 大仲班長(観光政策課)】

資料3をお願いいたします。

中間とりまとめの冊子からいうと、54ページ目の25行目⑤首里城を中心とした琉球文化のルネサンスの部分でございます。

これにつきまして、富田委員から中間とりまとめ報告の54ページ、首里城を中心とした琉球文化のルネサンス。そもそもの元の成果指標は資料3の指標名のところに書いていますが、首里城公園におけるイベントの来場者数でありました。

これにつきまして富田委員から、琉球文化ルネサンスは、琉球の歴史や文化に係る幅広い取組が必要であり、その成果は公園でのイベント来場者という限定的な指標では不十分だと考える。そのため、ルネサンスにより琉球文化の価値が再認識され、発信されることで、沖縄の伝統工芸や芸能に興味を持ち、主体的に体験したいと望む観光客が増えることが成果指標として適切ではないか。特に団体ツアーではなく個人の旅行者の場合、本人意思で体験を選択していることから、その割合が増えることは成果として適切と考えるという委員の意見の下、指標の案ですが、「伝統工芸・芸能を体験した個人旅行者の割合」に指標を変えるほうがよろしいのではないかという意見がございました。

続きまして、2番3-(2)-ウ⑥、3番3-(2)-エ⑤でございます。こちらは二次交通の部分で意見を合わせたものですから、当初、二次交通には2つの指標がございました。

まず1つとしては、空港と観光拠点エリアの移動時間、もう1つが公共交通機関の利用

割合という意見でございました。その2つの成果指標が1つの文章になったものですから、成果指標を1つしないといけないと。

それにつきましては、前段の「空港と観光拠点エリアの移動時間」を採用したほうがよろしいのではないかとという形で、下地部会長から意見がございました。

資料3の説明は以上でございます。

【下地部会長】

どうもありがとうございました。

今の資料3についてはいかがでしょうか。富田委員からの発言もありましたので、コメントをいただければと思います。よろしく申し上げます。

【富田専門委員】

ありがとうございます。

首里城の来場者もそうですが、やはり多彩な沖縄文化、工芸、それから伝統文化もそうですが、そういった皆さんが体験する割合というものを取り入れていただいたほうがいいかなと思ひまして申し上げました。

もう1つ。こういったものを提案させていただいたのですが、こうした成果の割合が確認できるようなアンケート調査というか、様々な観光客の皆さんに対してアンケートを取られているかと思いますが、こうした成果の割合が確認できるようなクロス統計のような形でアンケート調査の整備なども含めてお願いしたいと思ひます。以上です。

【下地部会長】

どうもありがとうございました。

今の指標を何で確認するかという点について、事務局から報告していただいたほうがいいと思ひます。

【事務局 大仲班長(観光政策課)】

こちらは事務局で確認いたしまして、観光統計実態調査というものがありますので、こちらにアンケートを確認して、観光客の方が何をしたかという形で、伝統工芸や芸能体験をしたことは個別でクロスで取れるようだと確認しておりますので、観光統計実態調査で確認が取れるということで確認済みでございます。

【下地部会長】

ありがとうございました。

ほかに御意見いかがでしょうか。

それでは次のテーマに移ります。次からは報告事項ということで、目標値等についての報告があるということですので、事務局よろしくお願ひいたします。

3 報告事項

(1) 他部会への申し送り事項

【事務局 大仲班長(観光政策課)】

まず他部会への申し送り事項ということで、資料4でございます。

前回の第5回部会の際、與座博好委員から、中間とりまとめの161ページの7行目、「児童生徒に対する外国語教育」という表現に対しまして、理由等で、「国際文化や文化交流に関しては、教育現場において相手国の言語を学んだり理解することも大事だが、自国の日本、あるいは沖縄、住んでいる地域の歴史や文化を外国の方に正しく伝えるための知識を持つこと、勉強していくことが同じくらい大事であるという教育に取り組んでいます。そのため、『国際理解教育の充実』としたほうが、交流の架け橋となる人づくりにつながっていくのではないかと感じました」という意見の理由から、「外国語教育」を「児童生徒に対する国際理解教育の充実」という形で修文してはいかがかという意見がございました。

これにつきましては、申送り先が学術・人づくり部会でありますので、そちらに申送りしたいと思います。以上でございます。

【下地部会長】

ありがとうございました。

その点については與座博好委員からの御発言ですが、何かコメントありますでしょうか。お願いいたします。

【與座博好専門委員】

ありがとうございます。説明のとおりですので、人づくり、あるいは交流の観点からは今言ったように語学を学ぶだけではなく、自分の国の地理、歴史、文化を相手に伝えるということが大事ですので、それを含めた教育という意味では広い意味でそういう表現がいいと思いますので、結構です。よろしくお願いいたします。

【下地部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、もう1つ報告事項、税制改正要望等について、事務局から報告をお願いいたします。

(2) 税制要望に関する説明

【事務局 山川観光政策課長(観光政策課)】

御説明いたします。

まず1つ目として、沖縄型特定免税店制度について御説明をさせていただきます。

現在、沖縄ディーエフエス株式会社がこの制度を活用しまして、沖縄で様々な経営を行っているところとございます。

まず概要ですが、「沖縄県から他の都道府県へ出域する旅客が個人的用途に供するため、対象販売施設において輸入品を購入し」と。この対象販売施設というのがおもろまちにあるディーエフエスのTギャラリーと那覇空港国内線ターミナルビルJAL側とANA側にある空港店舗で3店舗ございます。そこで購入し、携帯して持参して、沖縄以外の他の都道府県の地域へ移出されるものについては、20万円を購入額限度として関税を免除しようという制度になっております。

(2)適用実績ですが、関税免除額としては合計7億1,300万円あります。現在、この制度は今年度までとなっております、内閣府を通じて財務省と種々の調整を行っております。マスコミ報道等が出ておりますが、①関税免除の適用期間は2年延長するという事、②インターネットを通じた免税品の購入を可能とするという調整を続けてまいりました。

これまではリアル店舗に行って商品を見定めて、そこで購入して空港で引渡しを受けるという制度でした。そこを少しずつ調整して行って、現状ではインターネットを通じて予約までは可能となっております。ただし、決済にまで至らないものですから、結局店舗で決済手続をしないとイケないという煩雑さが生じております。

であるならば、インターネット上で決済、購入完了まで行わせてほしいという要望をしております。これは了解を得られそうな状況になっておりまして、その効果として考えられるのが、例えばホテルの客室、プールサイド、ビーチ、様々な場面において空き時間を使ってスマホで自由な時間に免税品が購入できる。その結果、土産買い物費の消費額の向上につながるのではないかと。

もう1点は、リアル店舗に行って購入していた時間を他の観光体験に使える可能性が出てくるのではないかと、私たちとしては考えております。以上です。

【事務局 又吉観光振興課長】

続いて、2ページ目の航空機燃料税の権限措置について御説明いたします。

左側の(1)措置の概要ですが、①沖縄島、宮古島、石垣島、久米島もしくは下地島と本土間、②沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料については、航空機燃料税が軽減されております。

軽減の内容ですが、沖縄県は全国と比べて2分の1で、1キロリットル当たり4,500円軽減になっております。全国については9,000円の軽減措置になっております。

下の表で、法律上の本則では1キロリットル当たり2万6,000円になっております。令和

2年度までは全国特例という形で、1万8,000円が全国で軽減されておりました。沖縄はその2分1という形で、令和2年度までは9,000円の軽減となっております。それが令和3年度に限って、全国特例が1万8,000円が9,000円という形で軽減されました。沖縄県はその2分の1で4,500円軽減となっております。

(2) 主な要望内容は、航空機燃料税の軽減措置の期間を延長してほしいと。内容については、全国特例2分の1で、同じ制度を延長してほしいと要望しております。

現在の調整状況ですが、2分の1の延長については認められるだろうと考えております。その期間が全国特例が1万8,000円が9,000円になっているのが、令和3年度限りなのか、令和4年度も引き継ぐかと見定めながら沖縄県の期間を決めようという形で伺っています。新聞報道等では所要の措置となっておりますが、今調整しているのは適用期間について調整しているということでございます。

右側ですが、(3) 適用実績を見ていただきますと、年間150～160億円あたり。かなりやっています。令和2年度については約80億円弱ぐらいに落ちてはいますが、かなりの恩恵を受けているということでございます。以上です。

【事務局 白井MICE推進課長】

続きまして3ページ、観光地形成促進地域の制度になります。

左側の(1) 概要ですが、持続可能な観光地の形成に向けて、観光関連施設の設備投資を促進させるための制度で、投資促進税制になります。

税制の内容としては、建物、機械設備などの投資に対して一定割合を法人税などから控除するような制度になっています。

対象地域が県内全域。対象施設がスポーツ、教養文化、休養、集会、販売などで27施設が現在対象となっております。

(2) 適用実績は、令和元年までではありますが、これまでに42件、15億円の控除の実績となっております。

現在、内閣府から財務省に対して要望している内容が右下になります。

1つが対象施設の変更及び追加ということで、今、遊園地、海洋療法施設が対象施設になっていますが、それについて遊園地をテーマパークに、海洋療法施設をスパ施設に名称変更。

それから、シェアオフィスと結婚式場を新規の追加ということで要望しております。

2つ目ですが、対象外地域から以下の施設を除外ということで、今まで対象外であったものを対象にしてほしいということの要望になります。

1つが、宿泊施設に付属するシェアオフィス、それから年間パスポート等の購入者が存

する施設。これについて今対象外という感じになっていますので、それを追加してほしいと。

D X化に向けた取組の推進ということで、ソフトウェアの課税免除の対象にしてほしいと。そして期間ですが、2年間の延長。それ以外に事業認定の導入ということで、今進めております。

新聞報道の中では、期間の延長については3年の方向で調整が進められていると。施設や対象者については、引き続き調整を進めているところになります。

説明は以上になります。

【下地部会長】

ありがとうございました。

今、事務局から税制改正についての説明をしていただきましたが、先週木・金と沖縄経済団体会議の一員として自民党の幹事長、税制調査会の宮沢委員長以下、主立ったメンバーにぜひ沖縄の税制については継続をお願いしたいと申入れをしてきました。

回答としては、はい、分かりましたということではなく、税制調査会の中でしっかり議論をしていくと。結果的に○、×、△という形式での回答になってきますので、どれだけ必要性をしっかり訴えられるかがポイントだというお話もしておりました。

次期振興計画の策定とリンクしていますので、本来であればこの期間、今2年とか3年という形になっていますが、これまではかつて10年という時代もありました。ただ、去年、一昨年から政府の関係者と話をしていく中で、しっかりと検証した上で認めていくべきだということになっています。

ですから、今回認められたとしても2年、もしくは3年となると、初年度の実績が次年度をさらに改正を要求していくときにしっかり積み重ねておかないと、また必要性等も含めて非常に厳しい指摘を受けることになっていきますので、この制度のより一層の活用という部分が進めばいいなと思っていますので、これは事業の中でもしっかり取り組んでいただければと思います。

制度について委員の皆さんから、何か御意見いかがでしょうか。どうぞ。

【東専門委員】

これは報告を受けるという形でいいわけでしょうか。

前回私はヒアリングのときもいたのですが、新たないろいろな特区制度を今からでは間に合わないかもしれませんが、今回の振興計画は5年ぐらいのスパンで見直すということが言われていますので、その間にどういう制度が必要なのかをやっていく必要があると思います。

世の中、相当激変していますから、その中で県の立場では言いにくいかもしれませんが、ぜひ民間の力も借りていただいて、これを人質に取られて沖縄県の首根っこをつかまれているということ自体おかしいと思います。沖縄県の成長は日本全体の成長・発展に貢献できるわけです。

個人的に言うと、これは沖縄だけではないですが、国内線の燃料税を取っている国というのは先進国では非常に稀です。飛行機はぜいたく品ではないですから。

今後はCO2の問題があるので、もしかたら出てくるのかもしれませんが。アメリカも取っていますが、1キロリットル当たり約2,000円ぐらいです。だから、2万6,000円も取るというのはどういう神経をしているか分からないですが、そういう国際比較などもしていないと、国際的に本当に遅れていってしまう、日本が取り残される。その犠牲に沖縄がなるということがいけないと思うので、ぜひその辺のところは考えていただきたいと思います。

そういう話もしていいですか。

【下地部会長】

どうぞ。

【東専門委員】

続けますが、先ほど言いましたように、やはりライドシェアの問題とか、ウーバーの問題、ドローン、越境EC、Airbnb（エアビーアンドビー）とか、または下地島空港の宇宙港の問題とか、いわゆる全て規制緩和、環境をどうしていくのかというのが非常に重要な部分になってくると思います。

ですから、そういうものをどういう環境にしたらビジネスになりやすいのか、または沖縄が有利になるのか。有利になるというよりも、やはり香港や深圳も含めて不利にならないようにどうするのかということは重要ではないかと思います。

例えばどういうことかということ、ワーケーションを沖縄県は進めるということで、この間もリゾートワーケーションのシンポジウムがありました。やろうと言っているのは分かりますが、ハード面の整備は国のいろいろな部分でホテルもできましたけれども、ここでもワーケーションというとワークとバケーションが一緒だから実際に進めていくと、大手企業の中には、休日分の労災はどうするのか、休日分の給与はどうするのか。テレワークとか長期出張と言ったほうがいいので、ワーケーションと言った途端、労災の部分解決していないとか、そういう問題が私も実際にやっていて出てきます。

その延長線上ですが、この間もワーケーションを新しい社員旅行の形にということで提案が出たのですが、社員旅行は51%以上の人が参加しないと福利厚生費にならないんです。

私、これを県の委員会でも言ったことあるし、日本旅行業界でもやったのですが、そういう法律一つとっても規制緩和して、51%ではなくて基準を満たせば社員旅行ができる。または沖縄はファミリーで来られるビジネスリゾートです。下地会長もずっと言っています。そういう中においては、社員だけでなく家族も経費計上できるような要望もしていくべきではないかと思えます。それによって初めて、MICEに家族で来て、会議に出て、昼の間は一時託児所に預けていてもいいです、そういうプログラムを作って、そして夜と週末は家族で観光をして帰る。そういうものをしようとしても、結局税制とかで引かかるわけです。ですから、そういうことを一つ一つ潰していくためのものが必要ではないかなと思っています。

さっきの部分も、今日はマスコミもいらっしゃいますが、別に批判をしているわけではなく、信用していますからよろしく願いいたします。

某H社さんは、今はインバウンドがゼロになっているのでみんな騒がないですが、ジャスタビというのがあります。これは皆さんも御存じだと思いますが、ドライバーと消費者をマッチングさせるわけです。そして、ドライバーがレンタカーを借りてさっき言ったようにやりますけど、これも非常にグレーです。JATAを通して総合事務局に確認していますが、違法とはいえないと。それぐらいの回答です。

それができたら、先ほどのいろいろなガイドの問題とかいいのではないですか。今はそれが非常にグレーから真っ黒に近いような活用をされているわけです。そうではなくて、グレーからより白に近いような整備をしていく。それが県の役目だと思います。そうしたら、外国人でそういう案内ができる。マッチングでドライバーをマッチングしたらできる。だから、それもグレーな形ではなくて、今の法律の範囲の中でもどんどん推進していけば、沖縄観光の質が上って、滞在日数も増えるということはずぐにできるようなことがあると思います。その辺のところは、もし書く場合はぜひ誤解を生まないように書いてください。そういう感じが必要ではないかなと思っています。

ほかにもたくさん規制に関してはあると思いますが、現場、我々経営者、観光の実際の実務者たちが困っている規制を救いあげていくような仕組みづくりも、IT化が進んでいろいろなものが本当にどんどん変わっていきますから、今後必要ではないかと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ですから、新たな戦略特区の部分で日本を牽引できる地域になるということで、そういう環境が整うことを切に望んでおります。以上です。

【下地部会長】

どうもありがとうございました。

今の東委員の続きの議論は、観光に関しては観光振興基本計画の審議会がまた来年もありますので、こちらでも続けていきたいと思えます。

先ほど報告のあった税制の改正という話と規制緩和、特区の話、それぞれ別途にあります。国家戦略特区として現時点で沖縄県全域が指定されていますよね。今の沖縄全域の戦略特区の利活用というところが、まだ十分できていないという話を以前聞いたことがあります。

今、東委員からお話がありました、例えばワーケーションに関しては、これはこれまでになかった新しい対応として、沖縄にとって非常に可能性のある取組になると思っていますので、このワーケーションに関しては推進協議会の中でハード・ソフトそれぞれの課題の抽出をして、県もしくは国等に対する対応の要請というのも考えていますが、一方で、行政側から今の特区制度の状況をいろいろなヒアリングもしているはずですから、さらなる活用も含めて議論が必要かなと。

新しい特区制度の構築というものとこれまでの特区制度の検証という形の中から、税制だけではない新たな規制緩和をやることで、新しい沖縄の観光に限らず文化もスポーツもそうです。どういった規制があるのかというところがまだ十分に洗い出されていないような感じがします。これを機に来年始まる振興計画の中でも県の中でも規制緩和に関する検討委員会みたいなものが検討されていけばいいと思えますが、もしそうでなければ、それぞれの分野、観光なら観光、文化、スポーツの分野で関係団体とともに規制緩和についての意見交換をしてもいいのではないかと考えております。ここは事務局でもぜひ検討いただければと思えます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。今日が部会としては最終になりますので、何かあればお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

與座委員、お願いします。

【與座嘉博専門委員】

與座嘉博でございます。ありがとうございます。

この場で発言すべきかどうか悩んでいたのですが、東委員の話を伺って関連する話だと思うので発言させていただきます。

まず手前みそ的な話から始まりますが、今年度、我が社で沖縄県酒造組合さんとタイアップをして、泡盛ツーリズムの事業を行わせていただいております。

そこで、先ほど空手のガイド養成の話が出てきましたが、泡盛に関しても泡盛の語り部を育てていこうという目標を立てて、次年度、次々年度に向けて行っていく予定ですが、

やはりそこでも先ほどの緑ナンバーの話とか出てきていまして、酒蔵をめぐる人たちは当然、車で移動するにしても本人では運転できないということで、その辺の規制の問題がかなり出てきていまして、そういった規制緩和などが行われれば雇用の創出という観点からいっても、ガイドになろうと思う人たちのモチベーションが出てくると思っておりますので、この件に関しては私も泡盛の件に関わりながら、また意見する機会があれば述べさせていただきたいと思っております。

それから、一番初めに前回各委員が意見した回答の中で、私いつも文字ばかり気になる人間なので申し訳ですが、倉科委員が指摘された「ゆいまーるの精神」というところがあったと思いますが、資料の各委員が意見した中には「ゆいまーる」という言葉が平仮名で書かれていますが、実際に記述のところを見てみたら片仮名で「ユイマール」と書かれています。これは恐らく「イチャリバチョーデー」という言葉とのバランスを取るために片仮名で合わせていると思います。

これは独り言と思って聞いていただきたいですが、「イチャリバチョーデー」と「ユイマール」という言葉をグーグルで調べたら平仮名で出てきます。そういう観点から、片仮名表記、平仮名表記、恐らく平仮名表記にするとほかの平仮名と混じってしまい、言葉が分かりにくくなるという観点でやっているのかもしれませんが、もしそうであれば、イチャリバチョーデーという言葉、ユイマールという言葉は鍵括弧をつけて平仮名で表記するというのも御検討いただければと思います。

今の次第から外れていますが、以上発言させていただきます。

【下地部会長】

どうもありがとうございます。細かいところが気になる性格はこういうところではとても大事だと思います。私みたいにずぼらだとスルーしてしまいますので、ぜひ今後も御指摘いただきたいと思います。

少し誤解のないように言っておきますが、先ほど規制緩和のところを中心にお話をしましたが、一方で、世界自然遺産登録や持続可能な観光という意味では、新たな規制の強化という視点、立入りの人数の制限、時間の制限、これはオーバーツーリズムのところでもよく言われる話ですが、規制緩和と規制強化の両面から新たな対応が必要だという意味での御理解をぜひお願いいたします。

それでは、ほかに御意見なければ、今回が最終回になりますので、事務局を代表して文化観光スポーツ部の宮城部長から一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひします。

【事務局 宮城文化観光スポーツ部長】

一言御挨拶させていただければと思います。

委員の皆様、本日も長時間にわたり御審議いただき、本当にありがとうございました。

令和3年度の文化観光スポーツ部会におきましては、当初の予定は4回だったところを本日を含め6回開催して審議をさせていただきました。

開催に当たりましては、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮し、オンラインを併用した形もありましたし、運営等至らない点多々あったかと存じております。

委員の皆様には御多用の中御出席いただきまして、また貴重な御意見、御提言をいただきまして心より感謝申し上げます。

7月19日の第1回部会からこれまで各委員の専門的な視点から、文化、観光、スポーツ、交流分野における様々な御意見をいただきました。

文化におきましては、県外、国外から評価されることの重要性、空手においては初心者裾野を広げるツーリズムの推進、観光につきましては文化、観光の推進や市町村との連携、また質の向上に関する様々な御意見、それからスポーツにおきましては観光を含めた様々な分野との連携によるスポーツ関連産業の振興、交流におきましてはウチナーンチュの有する県民性が多文化共生や国際交流運営に大きな役割を果たしているということ等々、多数の御意見をいただきました。

今後、部会の意見を踏まえて、新たな観光振興計画として取りまとめていただいて答申を受けるといった形になります。その計画に盛り込まれた施策を具体的に、着実に実施していく段階になってまいります。先ほどありましたように、その推進に当たってのPDCA含めた実施状況の確認等々で、その次に向けた規制緩和を含めた部分の御意見等々、ぜひ意見交換の場なりを設けて一緒に確認していただきながら進めさせていただければと思っております。

これらのことを着実に推進していくことが豊かな県民生活の実現、本県経済の回復とさらなる発展につながるものと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き各分野における沖縄県の取組につきまして、御理解と御助言をいただければ幸いに思います。

本日は誠にありがとうございました。

【下地部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、これで沖縄県振興審議会の文化観光スポーツ部会を終了とさせていただきます。委員の皆様、事務局の皆様、大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

4 閉会